広島県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定によっ 次のとおり告示する。

平成二十四年五月十日

島 県 監 査 委 員 徳

同同同広

佐 髙 門 犬 田童 義峻英

藤 橋 均 則 徳

包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

前	髙	親	鶴	吉	原		
田	橋	谷	岡	中	垣中	氏	
章		順		邦	内美		
湖	誠	子	敦	彦	陽	名	
広島県呉市阿賀中央九丁目一番九号	広島県呉市焼山中央五丁目一番二号	広島県呉市中央三丁目三番二〇―四〇一号	広島県広島市西区井口台三丁目三三―六九―一一〇二	広島県廿日市市四季が丘六丁目六番地一八	広島県広島市東区戸坂くるめ木一丁目一五番一五号	住	

 \equiv 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間 平成二十四年四月二十七日から平成二十五年三月三十一日まで